

# 令和4年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)

# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 68 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1

## 職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号アに掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「非常勤職員に」を「任期を定めて採用された職員に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職若しくは県機関における職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、任命権者を同じくする職に限る。）に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第7号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第23条第2項中「3分の1」を「6分の1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、育児短時間勤務に係る退職手当の除算率を緩和するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。